

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	豊島岡墓地北側外構塀改修第 2 回工事		
5	工 事 場 所	東京都文京区大塚（豊島岡墓地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	豊島岡墓地北側外構塀改修一式		
8	工 （ 自 期 ）	平成 27 年 4 月 1 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 27 年 10 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	44,420,400 円	41,130,000 円	99.2 %
	見 積 金 額	44,064,000 円	40,800,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、豊島岡墓地北側敷地境界にて、区道拡幅のため境界塀を現位置より後退し、既存鉄筋コンクリート組立塀からアルミフェンスに変更する「豊島岡墓地北側外構塀改修工事」からの継続工事であり、一体の施設の改修等を目的とする工事であること及び昨年度工事と本工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工を確保する上でも、前回工事施工者以外に施工させることが不利と認められる。</p> <p>以上の理由により、会計法第 29 条の 3 第 4 項、予決令第 102 条の 4 第 4 号イに基づき、株式会社大林組と随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 15 番 2 号		
4	工 事 件 名	故宜仁親王墓宮建第 3 回工事		
5	工 事 場 所	東京都文京区大塚（豊島岡墓地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	宮建工事一式		
8	工 （ 自 期 ）	平成 27 年 4 月 1 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 27 年 7 月 31 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	62,974,800 円	58,310,000 円	99.5 %
	見 積 金 額	62,640,000 円	58,000,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宜仁親王殿下の薨去（平成 26 年 6 月 8 日）に伴い、御墓を整備する故宜仁親王墓宮建第 1 回工事からの継続的工事である。</p> <p>御墓の整備は、宮家の意向等を反映した第 1 回工事の設計意図を十分理解した上での施工が求められることから、その知識・経験が特に必要であり、かつ現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社大林組は、昨年度の第 1 回、第 2 回工事の請負会社であり、当該工事設計意図及び現場状況等工事全体を熟知した会社である。</p> <p>以上の理由により、会計法第 29 条の 3 第 4 項、予決令第 102 条の 4 第 3 号に基づき、随意契約を締結することとしたい。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	平成27年4月1日
2	請負業者名	株式会社大林組東京本店
3	請負業者の住所	東京都港区港南二丁目15番2号
4	工事件名	故宜仁親王墓宮建第3回工事第1回変更
5	工事場所	東京都文京区大塚（豊島岡墓地内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	宮建工事一式
8	工期（自）	平成27年4月1日
9	工期（至）	平成27年7月31日
10	原契約請負金額	62,640,000円
11	変更契約年月日	平成27年7月21日
12	変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	変更増減請負金額	486,000円
14	変更後請負金額	63,126,000円
15	変更理由	<p>1 故宜仁親王墓所一周年祭の儀において、墓所内布設物についてさらに検討を重ねたところ、正門付近に幕を布設する必要があるとの結論に至ったため、幕串基礎を追加する。</p> <p>2 関係部局との協議により景観上高木の植栽が必要となり、墓所周辺整備として碎石舗装の撤去及び土層改良、高木植栽を追加する。</p>

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 27 年 4 月 21 日		
2	請 負 業 者 名	新晃工業株式会社東京支社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区日本橋浜町 2 丁目 5 7 番 7 号		
4	工 事 件 名	御所空調機整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	機械器具設置工事		
7	工 事 概 要	空調機整備一式		
8	工 （ 自 期 ）	平成 27 年 4 月 22 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 27 年 12 月 18 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	3,985,200 円	3,690,000 円	97.6 %
	見 積 金 額	3,888,000 円	3,600,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、当該機器の一部品を取替え大部分を再使用する整備工事である。</p> <p>本工事では、整備工事の終了後に製造者だけが持つ独自のデータに基づく調整が必要であり、他社では知り得ない当該機器の詳細な内部構造・特性に精通し、また、製造時の技術資料や状況に応じた詳細な試運転が可能なデータを保有する製造者による施工が必須である。</p> <p>新晃工業（株）は、空調機を製造した会社であり、本工事に要求される条件を満たした唯一の業者であるため、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 3 号により、同者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 27 年 4 月 23 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂 1 丁目 1 番 1 号		
4	工 事 件 名	三笠宮邸御和室改修ほか工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	三笠宮邸御和室改修ほか工事一式		
8	工 （ 自 期 ）	平成 27 年 4 月 24 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 27 年 7 月 10 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	14,558,400 円	13,480,000 円	99.8 %
	見 積 金 額	14,526,000 円	13,450,000 円	
11	随 契 理 由	<p>三笠宮邸ほかの改修に当たっては、公的行事合間等の限られた時間内に調査及び施工を完了することが求められ、この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社竹中工務店は、三笠宮邸ほかにおいて、過去に大規模改修や増築工事等を実施していることから、三笠宮邸ほかの施設や今回の工事条件に関し、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	平成 27 年 4 月 23 日
2	請負業者名	株式会社竹中工務店東京本店
3	請負業者の住所	東京都江東区新砂1丁目1番1号
4	工事件名	三笠宮邸御和室改修ほか工事第1回変更
5	工事場所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	三笠宮邸御和室改修ほか工事一式
8	工期（自）	平成 27 年 4 月 24 日
9	工期（至）	平成 27 年 7 月 10 日
10	原契約請負金額	14,526,000 円
11	変更契約年月日	平成 27 年 6 月 30 日
12	変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	変更増減請負金額	453,600 円
14	変更後請負金額	14,979,600 円
15	変更理由	<p>1 内装工事 御和室に設置する腰下の収納に中仕切りと可動棚（2段）を追加する。 また、御和室壁の解体時に外壁側に貼られた断熱材の脱落が確認され、新規木下地の割り付けと大きさが合わないため、新規に貼り替える。 第一応接室の天井が想定していたものと異なる程度の高い仕様であったため、現場工期を考慮し、天井改修を取り止める。</p> <p>2 環境配慮改修 撤去対象であるダクトの接続部にアスベストが含有されているとされる材料が確認されたため、専門業者で行う処理に変更する。</p>

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 27 年 6 月 10 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	御所各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	各所修繕一式		
8	工 （ 自 期 ）	平成 27 年 6 月 11 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 27 年 10 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	6,912,000 円	6,400,000 円	100 %
	見 積 金 額	6,912,000 円	6,400,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、御所の小広間の床の再塗装、休所の幅木改修及び建具枠塗装補修、障子の張替、屋外機械置場の蒸気ヘッダー取替並びに過失用蒸気管改修等を目的とした工事である。</p> <p>当該工事は、両陛下の御生活への影響を最小限とするため、限られた時間内に安全性や機能性を損なうことなく、確実に施工を完了することを強く求められる工事であるため、施設の形状等を熟知し、高度な施工監理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社大林組は、御所新築工事を請け負った共同企業体の幹事会社としての実績を有し、かつ、その後の改修工事を履行した実績を有していることから、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 27 年 7 月 3 日		
2	請 負 業 者 名	鹿島建設株式会社東京建築支店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区赤坂二丁目 1 4 番 2 7 号		
4	工 事 件 名	宮殿豊明殿保全整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，機械設備工事， 各一式		
8	工 （ 自 期 ）	平成 27 年 7 月 4 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 27 年 9 月 18 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	3,790,800 円	3,510,000 円	99.7 %
	見 積 金 額	3,780,000 円	3,500,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮殿豊明殿弱電管制室エアコンの更新、陸屋根防水の修繕、化粧室床のシミ抜き、機械室蒸気減圧弁の取替、電動ベネシャンブラインドの修繕、地下廊下壁の塗装補修を行う工事である。</p> <p>宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（株式会社大林組、鹿島建設株式会社、清水建設株式会社、大成建設株式会社、株式会社竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任を持って竣工したものである。</p> <p>鹿島建設株式会社は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	平成 27 年 7 月 3 日
2	請負業者名	鹿島建設株式会社東京建築支店
3	請負業者の住所	東京都港区赤坂二丁目14番27号
4	工事件名	宮殿豊明殿保全整備工事第1回変更
5	工事場所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	建築工事，機械設備工事，各一式
8	工期（自）	平成 27 年 7 月 4 日
9	工期（至）	平成 27 年 9 月 18 日
10	原契約請負金額	3,780,000 円
11	変更契約年月日	平成 27 年 9 月 8 日
12	変更後工期（至）	工期（至）は，原契約のとおり
13	変更増減請負金額	86,400 円
14	変更後請負金額	3,866,400 円
15	変更理由	<p>1. 防水工事施工段階において，既存シート防水の亀裂が判明したため，シート防水補修を追加する。</p> <p>2. 施工詳細検討により，既存下地の状況確認を行う必要が発生したため，シート防水切開・復旧を追加する。</p>

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 27 年 7 月 30 日		
2	請 負 業 者 名	アズビル株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号		
4	工 事 件 名	書陵部庁舎ほか自動制御機器更新工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	管工事		
7	工 事 概 要	自動制御設備 ガス警報盤 取替撤去 各一式		
8	工 (自 期)	平成 27 年 7 月 31 日		
9	工 (至 期)	平成 27 年 12 月 22 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	28,728,000 円	26,600,000 円	100 %
	見 積 金 額	28,728,000 円	26,600,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、書陵部庁舎及び楽部庁舎の空調設備を始めとする機械設備の運転を適切に制御し、運転状態の監視及び記録の保存を行う中央監視装置と自動制御機器の一部を更新するとともに、建物間の埋設信号用幹線の布設及び空調機器周辺自動制御機器の一部を更新するもので、既設自動制御設備の大部分は再使用する工事である。</p> <p>本工事では、他者では知り得ない当該設備の詳細な内部構造・特性に精通し、製造時の技術資料や改修後に状況に応じた運転を可能とするデータを保有する製造者による施工が必要である。</p> <p>アズビル株式会社は、当該自動制御設備の製造者であるとともに、設置工事を施工した実績を有しており、本工事に要求される条件を満たした唯一の業者であるため、同者と随意契約を締結することとした。</p> <p>以上の理由により、会計法第 29 条の 3 第 4 項、予決令第 102 条の 4 第 3 号に基づき、アズビル株式会社と随意契約を締結することとした。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 27 年 8 月 6 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	東宮御所各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	各所修繕一式		
8	工 (自 期)	平成 27 年 8 月 7 日		
9	工 (至 期)	平成 27 年 9 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	10,389,600 円	9,620,000 円	100.0 %
	見 積 金 額	10,389,600 円	9,620,000 円	
11	随 契 理 由	<p>東宮御所各所修繕工事は、東宮御所公室棟、私室棟にわたる内装修繕、天井取り設けや木製棚改修、電気設備及び機械設備の新設や改修工事である。</p> <p>東宮御所の改修に当たっては、御留守中や公的行事の合間等の限られた時間内に調査及び施工をすることが求められ、確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は、東宮御所において、過去に大規模改修や増築工事を実施していることから、東宮御所の施設や今回の工事条件等に関し、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、随意契約を締結することとしたい。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	平成27年8月6日
2	請負業者名	清水建設株式会社
3	請負業者の住所	東京都中央区京橋二丁目16番1号
4	工事件名	東宮御所各所修繕工事第1回変更
5	工事場所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	各所修繕一式
8	工期（自）	平成27年8月7日
9	工期（至）	平成27年9月30日
10	原契約請負金額	10,389,600円
11	変更契約年月日	平成27年9月18日
12	変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	変更増減請負金額	259,200円
14	変更後請負金額	10,648,800円
15	変更理由	<p>1. バイパス廊下廻修繕 バイパス廊下左右階段脇・新規ガラリ枠廻りの処理は、既存腰板が全て取り切れないため、木板撤去跡の溝にパテ処理を行う。</p> <p>2. 換気設備工事 バイパス廊下階段脇の造作家具のカビ対策のため、片側の内部に換気扇の設置としていたが、もう片方の側板を撤去したところ天板裏にカビが発生していたので、換気扇（外部キャップ共）を追加設置する。</p> <p>3. 食器庫天井張り 現地再検討により、天井内の空間が大きいいため、天井内での点検作業が可能な□900程度の鋼製ステージの取付けを1箇所追加する。 また、壁面プルボックス位置の近くに電気設備点検用の天井点検口（□450開口補強共）を1箇所追加する。</p> <p>4. その他 ブラインド交換範囲を現地で確認したところ、出入口部分が原設計の割り付けと異なっていたため、原設計のW1,800：1台を取止め、W900：2台を追加し、交換する。 御進講室扉・枠修繕は、現地再検討により現場での加工補修方法が可能であり、効率もよいため、CL全面塗装・仮設扉・場外搬出運搬を取止め、現場加工とする。 降雨時に新たに2箇所（呼び樋、竪樋下部接続口）の漏水が確認されたため、銅製樋修繕（シール処理共）を追加する。</p>

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 27 年 8 月 18 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	常陸宮邸整備工事		
5	工 事 場 所	東京都渋谷区東（常盤松御用邸内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	段差解消機設置工事，空調用熱源機器基礎取設，各所修繕工事，各所整備工事 各一式		
8	工 (自 期)	平成 27 年 8 月 19 日		
9	工 (至 期)	平成 27 年 12 月 25 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	14,061,600 円	13,020,000 円	100.0 %
	見 積 金 額	14,061,600 円	13,020,000 円	
11	随 契 理 由	<p>施工場所は，宮邸の中で御生活に直接関わる場所であり，御生活や行事にあわせ制約を受けながら工事を行うことが必要であると共に，既存部分との意匠の整合や，既存構造体に対し堅固に一体化させることが必要となる工事でもある。</p> <p>これらの条件のもと，確実に施工を完了させるためには，下地納まり及び形状等を熟知し，かつ高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は，当該施設の新築・改修工事を施工した実績を有しており，要求される条件を満たし，工期の短縮や円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により，会計法第29条の3第4項，予決令第102条の4第3号に基づき，上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 27 年 8 月 28 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	常陸宮邸整備第2回工事		
5	工 事 場 所	東京都渋谷区東（常盤松御用邸内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	空調用熱源機器更新工事 一式		
8	工 (自 期)	平成 27 年 8 月 29 日		
9	工 (至 期)	平成 28 年 1 月 22 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	62,953,200 円	58,290,000 円	99.9 %
	見 積 金 額	62,910,000 円	58,250,000 円	
11	随 契 理 由	<p>施工場所は、宮邸の中で御生活に直接関わる場所であり、御生活や行事にあわせ制約を受けながら工事を行うことが必要であると共、既存部分との意匠の整合や、既存構造体に対し堅固に一体化させることが必要となる工事でもある。</p> <p>これらの条件のもと、確実に施工を完了させるためには、下地納まり及び形状等を熟知し、かつ高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は、当該施設の新築・改修工事を施工した実績を有しており、要求される条件を満たし、工期の短縮や円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 27 年 10 月 20 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	秋篠宮邸各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	各所修繕工事 一式		
8	工 (自 期)	平成 27 年 10 月 21 日		
9	工 (至 期)	平成 27 年 11 月 27 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	4,892,400 円	4,530,000 円	99.3 %
	見 積 金 額	4,860,000 円	4,500,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本件は、御留守中や公的行事の合間等、限られた時間内に調査及び施工を完了させることを求められ、この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は、当該施設の大規模改修や増築工事を施工した実績を有しており、要求される条件を満たし、円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 27 年 12 月 7 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂 1 丁目 1 番 1 号		
4	工 事 件 名	宮殿回廊正殿保全整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	回廊ほか保全整備工事 一式		
8	工 (自 期)	平成 27 年 12 月 8 日		
9	工 (至 期)	平成 28 年 3 月 11 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	3,088,800 円	2,860,000 円	94.4 %
	見 積 金 額	2,916,000 円	2,700,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮殿正殿金属製建具、電動横型ブラインド及び堅樋の各修繕、中庭敷石の敷き直しを行う工事である。</p> <p>宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（株式会社大林組、鹿島建設株式会社、清水建設株式会社、大成建設株式会社、株式会社竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任を持って竣工したものである。</p> <p>株式会社竹中工務店は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 27 年 12 月 14 日		
2	請 負 業 者 名	大成建設株式会社東京支店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号		
4	工 事 件 名	宮殿回廊ほか保全整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	回廊ほか保全整備工事 一式		
8	工 (自 期)	平成 27 年 12 月 15 日		
9	工 (至 期)	平成 28 年 3 月 18 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	3,272,400 円	3,030,000 円	99.0 %
	見 積 金 額	3,240,000 円	3,000,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮殿回廊の木製建具改修等を行う工事である。</p> <p>宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（株式会社大林組、鹿島建設株式会社、清水建設株式会社、大成建設株式会社、株式会社竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任を持って竣工したものである。</p> <p>大成建設株式会社は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 28 年 1 月 12 日		
2	請 負 業 者 名	三井住友建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	神奈川県神奈川区栄町 5 番地 1 横浜クレーションスクエア 1 7 階		
4	工 事 件 名	鎌倉市二階堂落石等対策工事		
5	工 事 場 所	神奈川県鎌倉市二階堂 7 7 0 - 2 地先		
6	工 事 種 別	土木一式工事		
7	工 事 概 要	道路改良, 基盤整備, 樹木監理, 測量, 法面調査, 設計 各一式		
8	工 (自 期)	平成 27 年 8 月 18 日		
9	工 (至 期)	平成 28 年 1 月 29 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	57,002,400 円	52,780,000 円	99.8 %
	見 積 金 額	56,916,000 円	52,700,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、当庁が管理する国有地西側法面の下方にある市道にて落石が発見されたことに伴い、落石等の防止対策とする防護工事を行うものである。</p> <p>当該地は、上部が宮内庁の管理地、下部が住友不動産が所有する民有地で隣接しており、崩落箇所について、どちらの土地からの落石か確定することは困難であった。しかしながら、今後も落石が継続的に起こるであろうことが予想され、至急対策を講じなければ付近の住民に被害を及ぼすおそれがあり、緊急の必要により競争に付することができないものである。</p> <p>防護対策にあたっては、法面が急斜面となっていることから、一体化とする工事をした方が効果的であるため、合同で工事を行うことで合意した。</p> <p>三井住友建設株式会社は、住友不動産株式会社が所有する民有地の測量・調査を既に行っており、現場状況等を熟知していることから、迅速な対応が可能な事業者である。</p> <p>以上の理由により、住友不動産株式会社並びに三井住友建設株式会社と、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号に基づき、随意契約を締結することとしたい。</p> <p>なお、負担額は当庁 13,424,454 円、住友不動産株式会社 43,491,546 円とする。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 28 年 1 月 21 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂1丁目1番1号		
4	工 事 件 名	高円宮邸各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	各所修繕工事 一式		
8	工 （ 自 期 ）	平成 28 年 1 月 22 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 28 年 3 月 25 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	2,775,600 円	2,570,000 円	99.2 %
	見 積 金 額	2,754,000 円	2,550,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本件は、御留守中や公的行事の合間等、限られた時間内に調査及び施工を完了させることを求められ、この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社竹中工務店は、当該施設の大規模改修や増築工事を施工した実績を有しており、要求される条件を満たし、円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 28 年 2 月 18 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	皇居内道灌濠沿い（東側）建物改修工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	階段改修		
8	工 （ 自 期 ）	平成 28 年 2 月 19 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 28 年 3 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	6,685,200 円	6,190,000 円	99.35 %
	見 積 金 額	6,642,000 円	6,150,000 円	
11	随 契 理 由	<p>皇居内道灌濠沿い（東側）建物は、明治 21 年に創建された築 120 年以上の歴史を持つ宮中三殿を中心とした貴重な木造建築物であり、宮内庁が維持管理する最も重要な施設の一つである。</p> <p>本工事にあたっては、次の 4 点が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該建物における施工実績を十分に有すること ② 創建時の建築様式を十分理解しており、工事箇所と既存部分の整合性をとることができること ③ 祭儀等に直接支障をきたさぬよう限られた時間内に調査及び施工を完了すること ④ 施工場所が皇居の特別地域にあることから御動静等の際に支障をきたさぬよう工事を中断・延期するなど臨機応変な現場対応が出来つつ高い品質を確保できる施工監理能力を有すること <p>株式会社大林組は、当該建物において、耐震補強を含めた大規模改修工事（平成 18 年度～平成 21 年度）やその後の改修工事を確実に履行した実績を有していることから、本件に要求される条件を満たす唯一の業者であるため、同者と随意契約を締結することとしたい。</p>		